

にいがた



▲宝珠山と磐越西線(五泉市)

Contents

- 賞与支払届の提出をお忘れなく
- 協会けんぽからのお知らせです
- スキー場リフト割引利用助成券のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

ボーナス等を
支払ったら

賞与支払届の 提出をお忘れなく!



賞与を支払った場合には、支払日から5日以内に、被保険者ごとに賞与額等を記入した「被保険者賞与支払届」を提出していただくことになります。

届出をする際は「被保険者賞与支払届総括表」をあわせて提出してください。

賞与も保険料や年金給付の対象となるので、忘れずに届出をしましょう

賞与とは

賞与とは、賞与、手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労務の対償として受けるすべてのもののうち、年間の支給が3回以下のものをいいます。

対象となるもの

賞与（役員賞与も含む）、ボーナス、期末手当、年末手当、夏（冬）期手当、越年手当、勤勉手当、繁忙手当、もち代、年末一時金などの賞与性のもの（年3回以下支給の場合）、その他定期的でなくとも一時的に支給されるもの

※年4回以上支給されている賞与（標準報酬月額の対象となる）や結婚祝金、大入袋等は賞与の対象になりません

【届出方法】

FDの場合

磁気媒体届書作成プログラム（日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> から無償で提供されています。）により作成し提出してください。また、希望する事業主の方には、被保険者の氏名や生年月日などの基本情報をあらかじめ収録したターンアラウンドFDを送付しますので、これを利用することで届書の作成がいつでも容易に行えます。

※事業所から提出されたFDについては、お返しできませんのでご了承ください。



届書用紙の場合

賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名・生年月日などの基本情報を印字した届書用紙が送付されますので、必要事項を記入のうえ提出してください。



注 賞与の支払いがない場合も届出が必要です

賞与支払予定月に賞与の支払がなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出してください。

電子申請により届出することもできます。電子申請の手続きについては、電子政府の総合窓口（アドレス <http://www.e-gov.go.jp/>）をご覧ください。

賞与にかかる保険料率

健康保険料
（全国健康保険協会管掌健康保険）
（事業主・被保険者折半）

■介護保険に該当しない被保険者

$$\text{標準賞与額} \times \frac{92.9}{1000}$$

■介護保険に該当する被保険者

$$\text{標準賞与額} \times \frac{107.9}{1000}$$

厚生年金保険料（一般）
（事業主・被保険者折半）

$$\text{標準賞与額} \times \frac{160.58}{1000}$$

児童手当拠出金
（全額事業主負担）

$$\text{厚生年金保険の標準賞与額} \times \frac{1.3}{1000}$$

※標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

※標準賞与額は、健康保険では年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）540万円まで、厚生年金保険では1回の支給につき150万円が上限となります。

※70歳以上（昭和12年4月2日以降生まれの方に限る。）の方については、賞与支払届のほか、70歳以上被用者用の賞与支払届が必要です。

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成22年1月～12月中に納めた保険料全額です。（過去の年度分や追納保険料なども含みます。）

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（大学生のお子様）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成22年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』を送付していますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。



年金受給者のみなさまへ 『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される方		
年 齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

事業主のみなさまへ 35歳～75歳未満の方は「生活習慣病予防健診」をご利用ください

今年度の従業員のみなさまの健診はお済みですか？
従業員のみなさまに健診を受けていただくには、大きく分けて次の2種類があります。

(1)協会けんぽの「生活習慣病予防健診」 (2)労働安全衛生法で定められている「事業者健診」
「生活習慣病予防健診」は「事業者健診」に比べて、次の①～③のとおり大変おトクです。

- ① 協会けんぽが健診費用の一部を補助するため、自己負担（事業主様負担）が断然安い！
- ② 「事業者健診」の検査項目をすべてカバー！！
- ③ さらに疾病発見率が高い安心の検査項目を設定！！

胃がん・肺がん・大腸がんなどを発見するためのX線検査や便潜血検査など

つまり
こういう
ことです!!



『生活習慣病予防健診』 = 『事業者健診』 + 安心の検査内容

一般健診の費用(上限) 健診費用の総額 協会けんぽの補助金 自己負担額
18,007円 - 11,164円 = 6,843円

◆更に、以下の検査を「生活習慣病予防健診(一般健診)」とセットで受診いただけます。

健診の種類	健診費用の総額 A	協会けんぽの補助金 B	自己負担額 C(A-B)	対象となる方
付加健診 (眼底検査・肺機能検査・ 腹部超音波検査など)	9,166円	4,583円	4,583円	40歳、50歳の方
乳がん検診・ 子宮がん検診	40歳～48歳	5,225円	2,240円	40歳～74歳の偶数年齢の女性の方 <small>※乳がん・子宮がんの両方を受診する場合の金額です。 ※乳がんのみの場合は、自己負担額から630円を引いた 額、子宮がんのみの場合の自己負担額は630円です。</small>
	50歳以上	3,888円	1,666円	
肺炎ウイルス検査	1,984円	1,389円	595円	過去にC型肝炎ウイルス検査を受診していない方

【例】40歳の女性が一般健診と乳がん・子宮がん検診をセットで受診した場合
一般健診 6,843円 + 乳がん・子宮がん検診 2,240円 = 自己負担額合計 9,083円

◆生活習慣病予防健診とは別に単独で受診いただけます。

健診の種類	健診費用の総額 A	協会けんぽの補助金 B	自己負担額 C(A-B)	対象となる方
子宮がん検診	2,100円	1,470円	630円	20歳～38歳の偶数年齢の女性の方

健診結果が届いたら「保健指導」を受けましょう

健診結果などから、「特定保健指導対象者」と判定された場合には、協会けんぽの保健師がお伺いして無料で保健指導を行っています。

事業所様にとって大事な財産である従業員のみなさまの健康のため、まずはお電話でご相談ください。

上記にかかるお問い合わせは 【保健グループ】 TEL.025-242-0264

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260 (代表)
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

新潟支部のホームページ

協会けんぽ 新潟

検索

社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

社会保険事務を担当している皆さまへ、今回は「賞与支払届関係」、健康保険は「保険給付（傷病・出産手当金等）」をテーマとして、12月は次の日程で事務講習会を開催します。多数の参加をお待ちしています。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
12月 1日(水)	午後1時30分 ～午後4時	ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	40名
12月 2日(木)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	60名
12月 9日(木)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	48名
12月10日(金)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
12月13日(月)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
12月14日(火)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	50名
12月15日(水)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名

お申込み方法

事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください（電話によるお申し込みも可能です）
財団法人 新潟県社会保険協会 ■ TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

「第13回新潟市民健康福祉まつり」に参加

平成22年10月24日（日）に、新潟市中央区の万代シテイを会場に、健康づくりに関心を深めてもらうことを目的とした恒例の、「第13回新潟市民健康福祉まつり」が開催され、当協会も参加しました。今回のテーマは「あなたの生活大丈夫ですか？」として体力測定や栄養相談、運動指導などを行い、115名の方から参加をいただき、参加者の方それぞれが常日頃より健康に対する関心が高いことを感じました。

当協会では、職場で働く皆様方の健康づくり事業（講師派遣による講習会など）を行っております。詳しくは当協会のホームページをご覧ください。



冬期
限定
ゆう
長遊場
プラザ

平成22年 平成23年
12/1～3/31 (但し12月30日～
23年1月3日は通常料金です)

土曜日を除く

友だち、家族で語らいを!

●1室3名様以上のご利用
●1泊2食/料理6品付 **5,900円** (税込)

『ナノミストサウナ』を設置。



閑静なたたずまい・落ち着いた10室

お申し込み・お問い合わせはお気軽に

瀬波保養所

松風荘

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話 0254-53-3086

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川11-2-9]……………毎月第3水曜日(10:00～15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- 阿賀町役場[東蒲原郡阿賀町津川1580]……………毎月第3水曜日(10:00～15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※当年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承ください。

健康づくり

標語コンクール銅賞作品

気になると 思った日から 改善を

スキー・スノーボードで健康づくりを!!

スキー場リフト割引利用助成券

のご案内



県内各支部（新潟東・新潟西・三条・新発田・長岡・六日町・上越・柏崎）の被保険者とそのご家族の方々の健康増進のためスキー場のリフトを利用される方に、割引利用助成券（各スキー場とも700円助成）を発行いたします。

希望される方は、下記の宛先へお申し込みください。

申込受付期間

平成22年12月15日から平成23年1月31日まで（リフト割引利用助成券の有効期限は平成23年2月28日まで）
ただし、受付期間中であっても予定数に達した場合、申込を締め切らせていただきます。

利用できるスキー場名			
上越国際スキー場	1日券	ぶどうスキー場	1日券
岩原スキー場	1日券	わかぶな高原スキー場	1日券
国設胎内スキー場	1日券	三川温泉スキー場	1日券
ニュー・グリーンピア津南スキー場	A・B		回数券
二ノックススキー場	1日券	石打丸山スキー場 (大人) (ジュニア・シニア)	1日券
長岡市営スキー場	1日券		

※リフト券の内容等については各スキー場にお問い合わせください。

※申込されてから割引利用助成券がお手元に届くまで日数を要しますのでご容赦ください。

申し込み先

（財）新潟県社会保険協会各支部（各地区事務センター）

●上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部
住所 〒943-0837
上越市南城町1-5-9
電話 025-527-4880

●中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部
住所 〒940-0061
長岡市城内町3-甲893-36-丸山ビル601
電話 0258-31-8090

●下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電話 025-290-3200

申し込み方法

郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

〔リフト割引利用助成券申込書〕

※利用者負担金は直接スキー場にお支払いください。

※申込枚数は15枚までとさせていただきます。

枚
上記のとおり申し込みます。

年 月 日

事業所所在地
名称
電話番号
連絡責任者

所属支部名に○印を記入してください。		
<input type="checkbox"/>	新潟東	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	新潟西	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	三 条	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	新発田	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>